

意見書案 第 号

防災・減災に資する治水施設整備促進のための財源確保等 具体的な対策を求める意見書（案）

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発し、本年も、6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、9月の台風第21号等により、全国的に多くの被害が発生した。

府域においては、7月豪雨では、寝屋川流域における貯留施設が効果を発揮し、観測史上最高の潮位を記録した台風第21号では三大水門等の閉鎖により、被害を防ぐことができた。また、大阪府北部を震源とする地震では、震源地に近い大阪府北部地域において最大震度6弱を観測したが、これまで着実に取り組んできた広域緊急交通路の道路橋耐震化などの対策が一定の効果を発揮し、公共土木施設の大規模な被害は発生しなかった。

しかしながら、今後も気候変動の影響による水害・土砂災害や、南海トラフ地震の発生など、大規模災害が懸念される。

このため、災害発生時の被害軽減につながる治水施設の整備や道路の防災対策を推進していく必要があるが、防災・減災対策のための交付金が減少している現状があり、今後必要な地震・津波対策、治水対策、高潮対策等の施設整備について、現在の財政制度の中で推進していくことが難しくなっている。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震に備えた「事前防災」の観点により、対策に必要となる予算総額を確保するとともに、財政的支援措置を講ずること。
- 2 緊急かつ重点的に推進する必要がある大規模治水施設（地下河川）など、抜本的な治水対策を短期集中的に実施するための財政支援措置を講ずること。
- 3 継続的に通水断面を確保するため、今後計画的に実施する河川の堆積土砂対策について、地方債の充当が可能となる措置をとると共に、当該地方債へ交付税が充当されるように既存制度の拡充等を行うこと。
- 4 上記に加え、平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災対策を計画的に推進するため、地震・津波対策、治水対策、高潮対策等に必要となる予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

大阪府議会議長